

# 2017年度 事業計画書

2017年9月1日から2018年8月31日まで

特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

1 事業実施の方針

2016年10月1日の消費者裁判手続特例法の施行に伴い、各地の特定適格消費者団体が、被害回復関係訴訟をすすめる等、活動が活発になることが想定される。それらの団体への財政支援を行うことにより、円滑な社会経済活動の推進に寄与する。また、翌年度以降の、基金事業の継続のため資金確保等の業務を行う。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

(1)

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額(千円)
(1) 各種消費者被害の拡大防止のために、不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求権を行使する団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎 5名から10名	全国の消費者不特定多数	1875
(2) 各種消費者被害の回復・防止のために、消費者裁判手続特例法を行使する団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎 5名から10名	全国の消費者不特定多数	375
(3) 各種消費者被害の相談業務を行っている団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎 5名から10名	全国の消費者不特定多数	375
(4) 消費者団体による消費者に係る裁判外紛争解決手続への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事案の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎 5名から10名	全国の消費者不特定多数	375
(5) 消費者被害や消費者政策に関する情報提供や消費者教育、啓発事業	シンポジウムの開催	年1回程度の開催を目安。	千代田区主婦会館プラザエフ	5名程度	全国の消費者50名程度	216
	WEBサイトの運営	月1回程度の更新を目安。	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議ごとに5名から10名	全国の消費者不特定多数	201